

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(療養介護)

事業所名称：丸八重度心身障害者センター

サービス単位の名称：

*この一覧表は対象サービス分のみ添付可

*複数のサービス単位を設置する場合

新規・変更・終了となる加算の「

名古屋市は「三級地」となります。
(あらかじめ○が付いています。)

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等 ★：前年度実績に基づいて算定される加算	適用開始日	
各サービス共通		事業所名称を記入			1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
介護給付費 療養介護	サービスごとの定員 40人	① 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		① I型	特例対象(※5)	① なし 2. あり	
					定員超過	① なし 2. あり	
					職員欠如	① なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	① なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等 (別紙7)	1. なし 2. I 3. II ④ III	R2.4.1
					人員配置体制 (別紙4)★	1. なし ② あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	① なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	① なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等) 2. II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等) 3. III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	① なし 2. あり	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II					
	指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当					
	地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当	地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2. 該当」に○を付ける。				

全ての項目について該当する番号に○を付ける。
※図形で○を付けると位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認してください。

サービスごとの定員

報酬体系上算定する人員配置体制に○を付ける。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
 ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
 ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
 ※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準をみたしているものとみなす特例措置の対象を設定する。